

文京区避難所運営協議会活動助成金交付要綱

21 文総防第519号平成22年4月1日区長決定

22 文総防第126号平成22年7月10日区長決定

24 文総防第531号平成25年2月1日区長決定

2020 文総防第806号令和3年3月11日一部改正

2023 文総防第203号令和5年7月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、文京区避難所運営協議会（以下「協議会」という。）の業務の円滑な遂行に寄与するため、協議会が実施する事業に対する助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象とする事業は、協議会が実施する会議等の運営及び避難所運営訓練等の活動に係る事業（以下「助成事業」という。）とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる事業の経費に応じ、当該各号に定める額を1協議会当たりの限度とし、予算の範囲内で定める。

(1) 会議等の運営に係る事業の経費（以下「会議等運営費」という。） 2万円

(2) 避難所運営訓練等の活動に係る事業の経費（以下「訓練等活動費」という。） 10万円

（文京区防災士認証登録支援助成金交付要綱（25文総防第10036号）による助成を受けて防災士認証登録（特定非営利活動法人日本防災士機構が行う防災士認証登録をいう。）を受けた者が、当該避難所にて避難所運営訓練等の訓練内容を企画した場合にあっては、12万円）

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における訓練等活動費に対する助成金の額は、20万円を限度とし、予算の範囲内で定める。

(1) 500人以上の訓練参加者が見込まれる場合

(2) 1年度中に訓練を複数回実施し、各回200人以上の訓練参加者が見込まれる場合

(3) その他区長が必要があると認めた場合

(交付申請)

第4条 協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて文京区避難所運営協議会活動助成金交付申請書（別記様式第1号）により、区長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 助成金執行計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは文京区避難所運営協議会活動助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付することが適当でないと認めたときは文京区避難所運営協議会活動助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該協議会に対し通知する。

(権利譲渡の禁止)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その

権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付請求)

第7条 交付決定者は、速やかに区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付の請求があったときは、助成金を交付する。

(状況報告等)

第8条 区長は、助成事業の遂行状況について必要があると認めるときは、その状況に関し報告を求め、又は帳簿等の検査をすることができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、助成事業を完了したときは、速やかに文京区避難所運営協議会活動助成金実績報告書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 助成事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた書類

(額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを調査し、適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、文京区避難所運営協議会活動助成金額確定通知書(別記様式第5号)により、交付決定者に通知する。

(決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を事業の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、区長が交付決定者に対し、前条の規定により助成金の額の確定をした後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、文京区避難所運営協議会活動助成金取消決定通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知する。

(返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、文京区避難所運営協議会活動助成金返還請求書(別記様式第7号)により、期限を定めて、全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第10条の規定により区長が申請者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、申請者が既にその額を超える助成金の交付を受けているときにも適用する。

(検査)

第13条 区長が必要があると認めるときは、助成金の使途について、協議会の帳簿等の検査をすることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めのない事項は、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)を準用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。